

# 一宮市新商品開発・新分野開拓事業者 支援制度

\*\*\*応募の手引き\*\*\*

令和3年度

活力創造部商工観光課

## 1. 認定制度の目的

平成16年11月に地方自治法施行令の一部が改正され、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として、市長の認定を受けた事業者が新商品として生産する物品については、一定の手続きのもと、随意契約ができるとの規定が追加されました。

そこで市では、新商品開発の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の販路開拓支援することを目的としています。

## 2. 認定による効果

(1) 当該制度において、申請した新商品開拓実施計画が市長の認定を受けると、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号による「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として台帳に記載され、市で新商品を購入する際、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。

※ただし、認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。また、市が物品として購入できるものに限ります。

※認定商品の品質等を市が保証するものではありません。

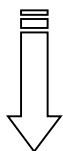
(2) 生産する新商品とともに市のウェブサイト等で公表され、PR効果が期待できます。

## 3. 認定期間

認定した日から起算して2年を経過後に最初に到達する3月31日まで

## 4. 認定手続きの流れ

### ① 対象新商品の募集



認定申請書・実施計画書 の提出

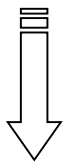
提出していただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

### ② 審査(認定審査会開催)



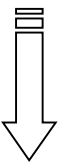
一宮市新商品開発・新分野開拓事業者認定審査会: 委員長 一宮市副市長  
認定の可否について審査

③ 認定・認定証の交付



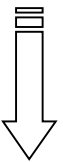
一宮市長名で認定証を交付

④ 認定事業者名、新商品名を公表



認定事業者名、新商品等を一宮市ウェブサイト等により公表

⑤ 事業者、新商品のリスト化



商工観光課において、認定事業者や新商品等をリスト化

⑥ 市関係部署へのPR・購入の働きかけ

※市での発注に向けて、関係部署へ新商品をPR、購入を働きかけ。

※本制度により認定された事業者の生産する新商品を市が随意契約によって調達する場合、市の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するために、以下のとおり公表を行いません。

【随意契約による発注の前】契約の発注予定数量、納期、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法、新商品の内容等

【随意契約を締結した後】契約の相手方となった者の名称・住所、契約の金額・数量等、契約の相手方の選定理由、新商品の内容等

## 5. 認定基準について

認定を受けるためには、認定基準の沿った計画であることが前提となります。

### (1) 認定基準

#### ① 対象となる方

市内に事業所を有し、新商品を生産・販売する中小企業者

① 市での使用が見込まれる新商品を生産・提供する事業者を対象としています。従いまして、新商品の製造元ではない事業者(販売代理店など)からの申請は**対象外**となります。

② 物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している企業等であっても自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は**対象**となります。

次のいずれにも適合する商品を対象とします。

ア. 新規性

既に企業化されている商品とは別個の範疇に属するもの、または既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの(これまでにない新しい商品か、性能・機能等が著しく優れているもの。)

イ. 有用性

事業活動にかかる技術の高度化もしくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの。(企業活動や住民生活の役に立つもの。)

ウ. 生産方法等の妥当性

新商品の生産の実施方法(生産方法、販売方法、保守管理方法まで含む)並びに実施に必要な資金の額・調達方法が適切であるもの。

エ. 規格・法令等への適合性

新商品が、各種規格(JIS等)に適合すること。

オ. 市による使途見込み

市による調達が可能であり、用途の可能性が現実的であること。

カ. その他

商品化概ね5年以内の商品であること。  
実施計画が公序良俗に反しないこと。

**【認定の対象外となるもの】**

- ① 本制度は、市による物品の調達を対象としているため、役務(業務委託)は対象となりません。
- ② ソフトウェア等で、購入にあたってカスタマイズ(個別の使用に基づく生産)を前提とするものは、業務委託によるものとして、本制度の対象外とします。また、ソフトウェアのうち、コンテンツ(収録物を表示させる用途のもの)については、既に認定を受けているものと機能・用途が同等であれば、表示内容の違いによる新規性は認められないため対象外とします。
- ③ その他、本制度による新商品の対象外の例  
○材料(素分)、分量、意匠、価格を変えただけで新商品の用途や機能、性能等が既存の商品と変わらないもの。

- 名称を変えただけの商品。
- 既に認定された事業者が生産する新商品と同等の商品。
- 原材料、内容物が特定・明示されていないもの。

## 6. 応募方法等について

### (1) 募集期間

令和3年5月6日(木)から5月31日(月)

### (2) 申請書類

- 一宮市新商品開発・新分野開拓事業者認定申請書(様式第1号)
- 実施計画(様式第2号)

#### 【添付書類】

- ・市税納証明書(未納のないことの証明)
- ・その他新商品に関する資料(パンフレット、写真、その他新商品の品質等を客観的に証する資料等)

### (3) 申請方法

郵送でご提出ください。(5月31日(月)消印有効)

(後日、内容等の確認のため、お電話させていただきますので、ご承知おきください。)

### (4) 郵送先及び問い合わせ先

一宮市活力創造部商工観光課 商工グループ  
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号(本庁舎 9階)  
電話:0586-28-9130 Fax:0586-73-9135  
電子メール:shokokanko@city.ichinomiya.lg.jp

### (5) 結果の通知

審査の結果については、書面にて通知します。(7月頃を予定しています。)

認定になった方には、市ウェブサイト等による公表内容の原稿作成等を行なっていただきます。